

令和5年第1回千葉市議会臨時会議案

議案第57号乃至第59号

令和5年5月



令和5年第1回千葉市議会臨時会議案
目 次

議案 番号	議 案 件 名	頁
57	専決処分について(令和5年度千葉市一般会計補正予算(第1号))(令和5年4月21日)	別冊
58	専決処分について(和解)(令和5年3月30日)	1
59	令和5年度千葉市一般会計補正予算(第2号)	別冊

議案第58号

専決処分について

令和5年3月30日専決処分により、次のとおり和解したので承認を求めらる。

令和5年5月17日提出

千葉市長 神谷 俊一

1 相手方

千葉市中央区仁戸名町214番地7

有限会社く

取締役 長澤 明男

2 事案の概要

- (1) 市は、千葉中央コミュニティセンター地下1階に所在する店舗（以下「店舗」という。）を相手方に対し令和5年9月30日まで賃貸する契約（以下「本契約」という。）を締結していた。
- (2) 市は、千葉中央コミュニティセンターの再整備を予定していることから、相手方に対し立退料を支払うことを条件に店舗から退去することを求めた。

3 和解条項

- (1) 市及び相手方は、令和5年3月30日をもって本契約を解約することに合意する。
- (2) 相手方は、市に対し、令和5年9月30日（以下「明渡期限」という。）までに店舗を明け渡すものとする。
- (3) 相手方は、明渡期限までに、相手方の所有する備品その他の動産であって、建物との分離が容易なものを相手方の責任と費用負担により搬出した上で、店舗を市に明け渡すものとする。
- (4) 相手方は、相手方が店舗内に付設した造作、附属設備その他相手方の費用をもって設置した物品、備品等について、市に対し買取りの請求を一切行わないものとする。

- (5) 相手方が明渡期限後において店舗に残置した相手方の所有する備品その他の動産（以下「残置物」という。）については、相手方はその所有権を放棄したものとみなす。
- (6) 市は、残置物を自由に処分することができるものとする。この場合において、相手方は、異議その他名目の如何にかかわらず、何らの請求、申立て等を一切行わないものとする。
- (7) 市が残置物であって、建物との分離が容易なものを処分するに当たって費用が生じたときは、市は、その費用を相手方に請求し、又は敷金をその費用に充当することができるものとする。
- (8) 市は、店舗の明渡しが完了したことを確認したときは、相手方に対し、立退料として5,726,802円を支払うものとする。
- (9) 市は、前号の立退料について、相手方による請求を受けた日から30日以内に相手方の指定する預金口座に振り込むことにより支払うものとする。
- (10) 相手方は、本契約の解約日の翌日から明渡期限までの間においては、本契約の解約日の翌日から店舗の明渡しが完了する日までの期間に係る本契約における賃料、共益費及び電気料金等の諸費用の額に相当する額を、本契約の例により、市に対し支払うものとする。
- (11) 相手方は、店舗を明渡期限までに明け渡さないときは、その理由の如何にかかわらず、違約金として、明渡期限の翌日から明渡しが完了する日までの期間に係る本契約における賃料の倍額並びに共益費及び電気料金等の諸費用の額に相当する額を市に対し支払わなければならない。
- (12) 相手方は、店舗の明渡しの遅滞により市に前号の違約金の額を超える損害が生じた場合、同号の違約金の支払により当該損害に対する責任を免れるものではない。
- (13) 市は、違約金を立退料と相殺することができるものとする。
- (14) 市は、店舗の明渡しが完了したことを確認し、かつ、本契約及び本和解条項に基づく相手方の債務が全て履行されたと認めたときは、相手方に対し敷金を返還するものとする。ただし、本契約又は本和解条項に基づく相手方の債務が残存する場合は、市は、敷金をもつ

て相手方の債務の弁済に充当することができるものとする。

- (15) 市は、前号の規定により返還することとなる敷金について、相手方による請求を受けた日から30日以内に相手方の指定する預金口座に振り込むことにより返還するものとする。
- (16) 市及び相手方は、本契約及び本和解条項に関する一切の紛争につき、千葉地方裁判所を管轄裁判所とする。
- (17) 本契約と本和解条項とで定めが異なる事項については、本和解条項の定めが優先する。
- (18) 本和解条項に定めのない事項については、本契約の定めに従うものとする。
- (19) 市及び相手方は、本件に関し、本契約及び本和解条項に定めるほか何ら債権債務のないことを確認し、今後いかなる事情が発生しても異議を申し立てないことを確約する。

~~~~~

#### 議 案 説 明

和解することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、報告するものであります。